

## 第 1 回 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の概要

- 海外では、宗教上の理由もあり、動物の品種を作り出し、それに特許保護を設定することがタブー視されていることを一つの状況として理解しておくべき。  
遺伝子とそれによる形質が特定できた場合は、遺伝子特許による保護が可能。
- 食肉の美味しさで言えば、和牛と交雑種等では、香りが全く異なることが最近明らかになっている。遺伝的にその特徴を明らかにすることで知財としての活用ができるのではないか。
- 特許権を考えると、権利者は誰で、どのような権利を得ることになるのかを考えることも重要。
- 知財の保護の手段には、①創造物の保護、②表示による保護、③秘密情報の漏洩などに対する行為規制による保護があるが、和牛の場合であれば、表示による保護は可能ではないか。
- 食肉の「和牛」表示について、家畜登録制度等と関係づけるべき。
- 表示をしっかりとすることと併せ、本当の和牛の味を消費者に覚えてもらうことも、重要なこと。
- 遺伝資源といったときに、精液だけでなく、生体雌牛や受精卵を視野に入れたいといけないのではないか。
- 種苗では、①区別性、②同世代における均一性、③次の世代での安定性が、新しい品種として必要な条件になっており、実際には、同一条件による比較栽培で確認しているが、和牛（動物）では、これらで確認することはできないことを前提として検討すべき。
- 地域団体商標について、生産地を保証するだけでなく、生産を管理し品質も保証することを検討すべき。
- 次回以降に、DNA関係の研究の進捗状況や品種判別について説明願いたい。

## 第2回 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会

- 日本の技術として「品種鑑別」、「遺伝子解析」の研究が進んでいることに心強さを感じた。
- 遺伝子において特許を取るためには、遺伝子の機能が解明されていることが前提条件であるが、遺伝子資源は有限であるので、新規遺伝子の構造決定と機能解明を効率的に推進していくことが重要。
- 遺伝性疾患に関する遺伝子を解明し、診断法の特許が取られているが、その診断法の活用により遺伝性疾患を未然に防止できているので、和牛生産にとって相当のプラス効果がある。
- 特許を取得するだけでなく、特許権を活用しやすいように考えていくことが重要。例えば、国内で特許権をプールして、その特許を使うときに安価で使えるようにする  
ような手段も考えられる。このような方法を戦略的に考えていくことが重要。
- 誰のために技術や特許が利用されるかという視点の中で、生産者や国内の消費者のため  
にという視点を忘れてはならない。
- 海外から入ってくる遺伝子を水際で特定するためには、どれくらいの期間とコストが  
必要なのか。迅速で安価な遺伝子の特定方法が必要である。
- 現在の品種鑑別技術において、国内で主に流通している黒毛和種とF1(黒毛和種と  
ホルスタイン種の交雑種)とホルスタイン種との品種鑑別は相当の精度でできる。
- 品種鑑別技術については、簡易・迅速・安価な方法を確立していくことが必要である。
- 既に海外に和牛の遺伝資源が出ている状況を踏まえ、既に我が国の黒毛和種と海外の  
黒毛和種の競争が始まっていると認識して、如何にして海外に負けない和牛を生産し  
ていくかという視点で検討することが重要。
- 海外に負けない和牛を生産するためには、改良が重要。ホルスタインでは全国的な取  
り組みにより、世界でトップクラスの種雄牛を作出するまでになった。和牛でも、個  
体識別データや枝肉データを活用して全国的に改良を進めることができるのではない  
か。
- 和牛の精液等の遺伝資源を流通させる際、家畜人工授精所でしか精液の生産はできな  
いようになっている。和牛の遺伝資源は国の財産である認識を家畜人工授精所にも持  
っていただき、国内の生産者にしっかりと流通させることをやっていければ、海外に  
出さないような法的措置は必要ないのではないか。

# 和牛の遺伝資源をめぐる状況と課題

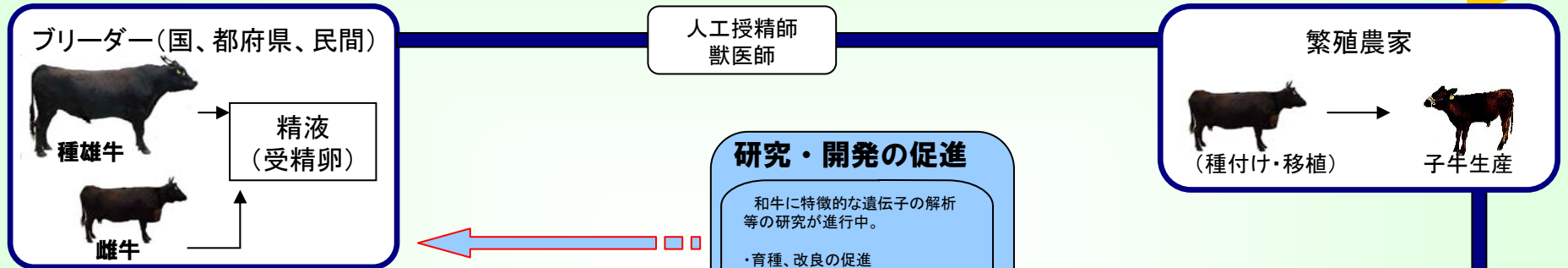
精液・生体の流出

二国間の衛生条件に基づく輸出入

○積極的な精液の流通管理の徹底。

種畜検査に合格した種雄牛以外の精液は流通しない。 家畜登録制度により、血統(品種)が管理されている。

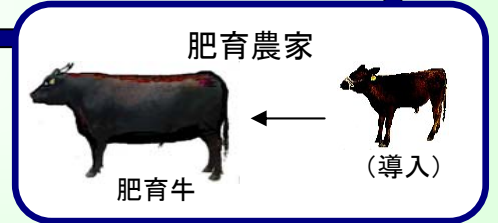
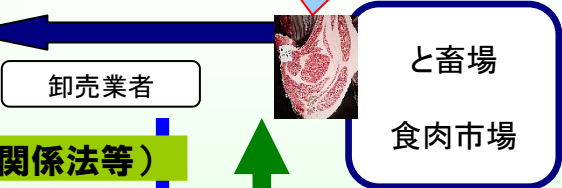
和牛の改良増殖 (家畜改良増殖法)



研究・開発の促進  
和牛に特徴的な遺伝子の解析等の研究が進行中。  
・育種、改良の促進  
・おいしさの解明  
・品種判別等の有効な手段となる可能性

○解明した遺伝子の特許の取得。  
○効率的な研究の推進。

家畜市場等



○厳格な「和牛」表示の徹底。

適正な表示 (表示関係法等)

銘柄化の取組 (商標法 (地域団体商標制度等))

生産履歴の管理 (牛肉トレーサビリティ法)



○品種等の把握 (輸入)

二国間の衛生条件に基づく輸出入

肥育もと牛